

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月18日決定)
における主要な取組について
(平成19年1月～19年12月)

〔目次〕

- (1) 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止p. 4
- 犯罪被害者等への支援の充実〈内閣府〉
 - 配偶者暴力防止法改正及び同法に基づく基本方針の改定〈内閣府〉
 - 「空き交番」の解消〈警察庁〉
 - 緊急通報時の発信者位置を特定するシステムの運用〈警察庁〉
 - 犯罪収益移転防止法の一部施行〈警察庁〉
 - 金融機関に対する本人確認の徹底〈金融庁〉
 - 裁判手続等における犯罪被害者等の権利利益の保護〈法務省〉
 - 更生保護における犯罪被害者等施策の実施〈法務省〉
 - 学校安全対策の推進〈文部科学省〉
 - 核物質防護規制の強化〈文部科学省〉
 - 児童虐待から子どもを守るための法整備の推進〈厚生労働省〉
 - 児童虐待に対する相談体制の強化〈厚生労働省〉
 - 子育て支援の推進〈厚生労働省〉
 - 児童の適切な保護・養育機能の強化〈厚生労働省〉
 - 化学物質危機管理対策の推進〈経済産業省〉
 - 不正な目的による自動車の登録事項証明書の取得の防止〈国土交通省〉
 - 犯罪被害者等の支援体制の強化〈海上保安庁〉
- (2) 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止p. 6
- 教育委員会における教育相談窓口と警察との連携の強化〈警察庁〉
 - 触法少年に係る事件の調査手続の整備等に関する少年法等の一部改正〈法務省〉
 - 少年院における収容態勢の整備〈法務省〉
 - 青少年を取り巻く有害環境対策〈文部科学省〉
 - 24時間いじめ相談ダイヤルの設置〈文部科学省〉
 - 放課後や週末における子どもの居場所確保〈文部科学省〉

- (3) 国境を越える脅威への対応p. 7
- 匿名通報ダイヤルの運用開始〈警察庁〉
 - 海外諸国との刑事共助条約の締結〈警察庁・外務省・法務省〉
 - 上陸申請時における個人識別情報の提供義務化の実施〈法務省〉
 - 物流セキュリティの強化（メガポート・イニシアティブ）〈外務省・財務省・国交省〉
 - 薬物・銃器等社会悪物品の輸入に対する罰則水準の引き上げ〈財務省〉
 - 外国から本邦に到着する積荷等に関する事項の事前報告制度の充実・義務化〈財務省〉
 - 日中韓3か国関税局長・長官会議の開催〈財務省〉
 - 日EC税関相互支援協定の仮署名〈財務省〉
 - 来日外国人犯罪・人身取引等を防止するための査証審査の厳格化〈外務省〉
 - 船舶に対する乗員・乗客名簿提出の義務付け〈海上保安庁〉
 - 海上保安庁における密輸・密航水際対策等〈海上保安庁〉
 - 銃器事犯及び不法入国事犯に対する密輸・密航水際対策の徹底〈海上保安庁〉
 - 希少野生動植物の保護のための広報啓発活動〈環境省〉
- (4) 組織犯罪等からの経済、社会の防護p. 10
- 銃器犯罪対策に係る関係省庁間の連携の強化〈内閣府〉
 - 関係省庁と連携した銃器・暴力団犯罪取締り等の推進〈警察庁〉
 - 犯罪収益対策の推進〈警察庁〉
 - 関係省庁と連携した暴力団排除施策の実施〈警察庁・国交省・財務省〉
 - 薬物再乱用防止モデル事業の実施〈警察庁〉
 - 特定商取引法の執行強化〈経済産業省〉
 - 「第5回知的財産保護官民合同訪中代表団」の派遣等〈経済産業省〉
 - 全国ごみ不法投棄監視ウィークの設定による監視・啓発活動〈環境省〉
 - 密漁事犯の根絶〈農林水産省〉
- (5) 治安回復のための基盤整備p. 11
- 警察官の増員〈警察庁〉
 - 捜査特別報奨金制度（公的懸賞金制度）の導入〈警察庁〉
 - テロ・犯罪対策のための研究開発〈警察庁・文部科学省〉
 - 刑務所の過剰収容対策の推進〈法務省〉

- 更生保護の充実強化を図るための改革の推進〈法務省〉
- 麻薬取締体制の強化〈厚生労働省〉
- 海上保安庁職員の増員〈海上保安庁〉
- 海上保安体制の整備〈海上保安庁〉

(1) 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止

【犯罪被害者等への支援の充実】〈内閣府〉

犯罪被害者等施策推進会議の下に置かれた犯罪被害者等の支援に関する3つの検討会において、被害者等への給付の抜本的拡充、支援ネットワークの充実・強化、民間団体への援助の拡充などについて最終取りまとめを行い、平成19年11月、犯罪被害者等施策推進会議において、同取りまとめに従った施策の実施を強力かつ効果的に推進することが決定された。(第1-3-②)

【配偶者暴力防止法改正及び同法に基づく基本方針の改定】〈内閣府〉

平成19年7月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布された(平成20年1月施行)。同改正法の趣旨、同法及び関連する施策に関する課題等を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定に向け、関係省庁において検討中。(第1-3-⑤)

【「空き交番」の解消】〈警察庁〉

平成19年4月までに、すべての都道府県警察において、いわゆる「空き交番」を解消するための3か年計画を達成。(第1-1-⑨)

【緊急通報時の発信者位置を特定するシステムの運用】〈警察庁〉

平成19年4月より、一部の都道府県において、携帯電話からの緊急通報の発信者位置情報通知機能の運用を開始。(第1-1-⑫)

【犯罪収益移転防止法の一部施行】〈警察庁〉

平成19年3月29日、犯罪による収益の移転防止に関する法律が成立し、金融機関等が届け出た疑わしい取引に関する情報等を集約、整理及び分析する機関であるF I Uを金融庁から国家公安委員会に移管する規定等が、本年4月1日から施行。(第1-2-⑫)

【金融機関に対する本人確認の徹底】〈金融庁〉

本人確認法施行令の改正を行い、10万円を超える現金送金等を行う際に、金融機関に送金人の本人確認等を義務付ける(平成19年1月4日から実施)とともに、その周知・広報に努めた。(第1-2-⑬)

【裁判手続等における犯罪被害者等の権利利益の保護】〈法務省〉

犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の新設等の法整備を含む「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、平成19年6月に成立した。

また、平成19年12月より、刑事司法について、被害者を始めとする国民の理解を得るとともに、その適正かつ円滑な運営に資するため、被害者等に対し、有罪裁判確定後の加害者及び保護処分を受けた加害者の処遇状況等に関する事項の通知を実施している。(第1-3-①)

【更生保護における犯罪被害者等施策の実施】〈法務省〉

更生保護法に規定された仮釈放等審理における意見等聴取制度及び保護観察対象者に対する心情等伝達制度等から成る更生保護における犯罪被害者等施策を本年12月1日から実施(第1-3-①)。

【学校安全対策の推進】〈文部科学省〉

平成14年度から、学校安全の充実に総合的に取り組むため「子ども安心プロジェクト」を実施しており、平成19年度は、引き続き、地域社会全体で子どもの安全を守るための体制を整備する「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を実施するとともに、新たに、登下校時における子どもの安全対策を含めた学校の危機管理マニュアルの作成・配布や通学路の安全確保のためのスクールバス等の活用を推進する取組等を実施。(第1-1-⑱)

【核物質防護規制の強化】〈文部科学省〉

原子炉等規制法令改正による核物質防護規制の強化に伴い、平成19年度に核物質防護設備の強化や警備員の増員等を実施。(第1-2-⑭)

【児童虐待から子どもを守るための法整備の推進】〈厚生労働省〉

平成19年5月、児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等の規定の整備等が行われた(平成19年6月公布、平成20年4月施行)。(第1-3-⑥)

【児童虐待に対する相談体制の強化】〈厚生労働省〉

平成19年1月、「児童相談所運営指針」、「市町村児童家庭相談援助指針」、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」及び「子ども虐待対応の手引き」の各通知の改正を行い、児童相談所や市町村の相談体制の強化を図った。(第1-3-⑥)

【子育て支援の推進】〈厚生労働省〉

平成19年度から、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域をつなぐ最初の機会とするため、「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を創設した。(第1-3-⑥)

【児童の適切な保護・養育機能の強化】〈厚生労働省〉

平成19年度において、児童の適切な保護、支援等及び家族の再統合や養育機能の強化を図るため、地域小規模児童養護施設の推進や小規模グループケアの推進、ケア担当職員の質的・量的充実、施設等を退所する子ども等のための身元保証人確保対策事業の創設、児童自立生活援助事業の充実等を図った。(第1-3-⑥)

【化学物質危機管理対策の推進】〈経済産業省〉

平成19年6月より、テロ等を想定した化学プラントにおける危機管理体制の強化を図ることを目的に、各種調査を開始。(第1-2-⑭)

【不正な目的による自動車の登録事項証明書の取得の防止】〈国土交通省〉

平成19年11月から、不正な目的による登録事項等証明書の取得を防ぐために、同証明書交付請求の際に、原則当該自動車の自動車登録番号とともに車台番号の明示を求めることとした。(第1-2-②)

【犯罪被害者等の支援体制の強化】〈海上保安庁〉

平成19年4月から、犯罪被害者等の支援体制の強化等のため、本庁及び各管区海上保安本部に警務管理官1名を新たに設置した。(第1-3-②)

(2) 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止**【教育委員会における教育相談窓口と警察との連携の強化】〈警察庁〉**

平成19年1月、警察と都道府県・指定都市教育委員会の教育相談窓口との連携協力等に関する通達を都道府県警察に発出（第2-2-⑦）

【触法少年に係る事件の調査手続の整備等に関する少年法等の一部改正】〈法務省〉

平成19年5月25日、いわゆる触法少年に係る事件の調査手続の整備や14歳未満の少年の少年院送致を可能とすること等を内容とする「少年法等の一部を改正する法律」が成立し、同年11月1日から施行。（第2-1-③、⑤）

【少年院における収容態勢の整備】〈法務省〉

平成19年11月から、改正少年法の施行を受けて、少年院における処遇の個別化を推進し、矯正教育の実効を上げるため、おおむね12歳以上の少年の収容態勢の整備を進めているほか、在院者の保護者に対する措置等を充実・強化。（第2-1-④）

【青少年を取り巻く有害環境対策】〈文部科学省〉

平成19年1月に携帯電話のインターネット利用に際して留意点やトラブル、対応方法等のアドバイスなどを盛り込んだ子ども向けリーフレットを作成し、全国の小学校6年生に配布した。（第2-2-⑥）

【24時間いじめ相談ダイヤルの設置】〈文部科学省〉

平成19年2月より、いじめ等子どもの悩みの相談に常時対応できるよう、「24時間いじめ相談ダイヤル」を実施。（第2-2-⑦）

【放課後や週末における子どもの居場所確保】〈文部科学省〉

平成19年度より、放課後や週末における子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、学習やスポーツ・文化活動等の取組を実施する「放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）」を実施。（第2-2-⑪）

(3) 国境を越える脅威への対応

【匿名通報ダイヤルの運用開始】〈警察庁〉

平成19年10月1日、少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子供や女性の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から特命による事件情報の通報を電話により受け、これを警察に提供して捜査等に役立てよ

うとする匿名通報モデル事業（通称「匿名通報ダイヤル」）の運用を開始。（第3-2-⑮）

【海外諸国との刑事共助条約の締結】〈警察庁・外務省・法務省〉

我が国は、近年の国際犯罪の増加に伴い、捜査、訴追その他の刑事手続に関する国際的な協力の重要性が高まっていることを踏まえ、米国との間の刑事共助条約に加え、平成19年1月26日に韓国との間で刑事共助条約が発効した。以降、韓国との間で同条約に基づく刑事共助が行われている。（第3-4-①）

【上陸申請時における個人識別情報の提供義務化の実施】〈法務省〉

第164回通常国会において成立した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」を受け、テロリスト、犯罪者あるいは不法滞在を目的とする外国人の流入を水際で確実に阻止するため、平成19年11月20日から、上陸申請時に外国人（特別永住者等を除く。）に対する指紋及び顔写真の提供の義務付けを開始した。（第3-2-①）

【物流セキュリティの強化（メガポート・イニシアティブ）】〈外務省・財務省・国交省〉

メガポート・イニシアティブに関して、パイロット・プロジェクトの早期実施に向けた米国政府との協議を実施中。（第3-1-④）

【薬物・銃器等社会悪物品の輸入に対する罰則水準の引き上げ】〈財務省〉

平成19年度関税改正において、社会・犯罪情勢の変化に対応するため、不正薬物・銃砲等の社会悪物品等の輸入してはならない貨物に係る罰則水準等を引き上げるための法改正を行い、平成19年6月1日から施行した。（第3-1-⑤）

【外国から本邦に到着する積荷等に関する事項の事前報告制度の充実・義務化】〈財務省〉

平成18年度関税改正において、外国から本邦に到着する積荷及び旅客等に関する事項の事前報告制度を義務化し、平成19年2月1日から施行した。さらに、平成19年度関税改正において、輸入混載貨物等について、より詳細な情報を事前に求めることができる制度を整備し、平成19年6月1日から施行した。（第3-1-④）

【日中韓3か国関税局長・長官会議の開催】〈財務省〉

平成19年4月、日中韓3か国間において、税関行政上の共通の課題である貿易円滑化、効果的な水際取締り、テロ対策、東アジア地域の税関分野における貢献等について議論するとともに、一層の協力関係を強化することで一致した。（第3-4-②）

【日EC税関相互支援協定の仮署名】〈財務省〉

日EC税関相互支援協定は、双方の税関当局が、それぞれの関税法令を適正に執行し、優良な事業者に対する税関手続の簡素化・調和化を含む貿易円滑化措置及び効果的な水際取締りを実現する観点から、情報交換を含む相互支援を行うための手続等を定めるものであり、平成19年6月5日に仮署名を行った。(第3-4-②)

【来日外国人犯罪・人身取引等を防止するための査証審査の厳格化】〈外務省〉

来日外国人犯罪対策及び人身取引等国際組織犯罪防止のため、平成18年2月より全ての日系人、同年3月より短期滞在を目的とするロシア人女性、同年5月より興行を目的とするインドネシア人女性、平成19年5月より短期滞在を目的とするインドネシア人女性、同年11月より通過を目的とするロシア人女性に対して等、査証審査の厳格化を実施している。(第3-2-②)

【船舶に対する乗員・乗客名簿提出の義務付け】〈海上保安庁〉

「テロの未然防止に関する行動計画」を受け、国際船舶・港湾保安法に基づき事前提出が義務づけられている船舶保安情報の通報項目に乗員・乗客名簿を追加する省令改正を行い、平成19年2月1日施行。(第3-1-③)

【海上保安庁における密輸・密航水際対策等】〈海上保安庁〉

警察、税関等の国内関係機関との情報交換、合同捜査等の連携を推進し、密輸・密航事犯の水際対策を強化するなか、今年度の薬物・銃器事犯の摘発件数は29件（平成19年11月30日現在）であり、昨年より既に7件増加しているほか、密航事犯についても中国人等の集団密航事件を摘発した。(第3-1-②、第4-2-④、第4-2-⑧)

【銃器事犯及び不法入国事犯に対する密輸・密航水際対策の徹底】〈海上保安庁〉

長崎市長銃撃死亡事件を受け、平成19年4月、管区本部に対し、銃器水際対策の徹底を指示した。

また、青森県深浦港における北朝鮮人に係る亡命企図事案を受け、平成19年6月、管区本部に対し、日本海における監視・警戒態勢の強化及び海事関係者への通報要請の再徹底を指示した。(第3-1-②、第4-2-⑧)

【希少野生動植物の保護のための広報啓発活動】〈環境省〉

希少野生動植物の密輸入や違法取引を防止するため、随時、ペット業者等への実地

調査等を行い、必要に応じて指導を行っている。また、平成19年5月には、希少野生動植物の輸出入の規制、国内での取扱い等について記載した普及啓発パンフレットを新たに作成し、配布している。(第3-1-⑥)

(4) 組織犯罪等からの経済、社会の防護

【銃器犯罪対策に係る関係省庁間の連携の強化】〈内閣府〉

平成19年5月から、市民生活の平穩に直接かつ重大な脅威となる銃器犯罪に対し、国民の安全と安心を守るために、関係省庁が緊密に連携し、更に一步踏み込んだ施策を取りまとめた。(第4-2-⑧)

【関係省庁と連携した銃器・暴力団犯罪取締り等の推進】〈警察庁〉

平成19年7月に設置された「銃器・暴力団犯罪取締り・対策チーム」に参加し、銃器・暴力団犯罪の取締り現場における連携強化等について検討している。(第4-2-⑧)

【犯罪収益対策の推進】〈警察庁〉

平成19年4月、効果的な犯罪収益対策を推進するため、「犯罪収益対策推進要綱」を制定(第4-1-②)

【関係省庁と連携した暴力団排除施策の実施】〈警察庁・国交省・財務省〉

平成19年において、国土交通省と連携した公営住宅からの暴力団排除及び財務省と連携した国有地等の一般競争入札等からの暴力団排除等の関係省庁と連携した各種暴力団排除施策を実施(第4-1-⑨)

【薬物再乱用防止モデル事業の実施】〈警察庁〉

平成19年10月から、薬物再乱用の防止及び末端乱用者の減少を図るため、薬物再乱用防止モデル事業を実施。(第4-2-③、第5-⑩)

【銃刀法等の一部改正】〈警察庁・経済産業省〉

平成19年10月、最近の銃器を使用した凶悪犯罪の発生状況にかんがみ、けん銃等に係る罰則の強化等を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案を第168回国会に提出。同法案は11月に可決・成立し、12月30日に施行さ

れる。(第4-1-③、第4-2-⑧、第4-2-⑨)

【特定商取引法の執行強化】〈経済産業省〉

通信販売及び電話勧誘販売に関して、行政処分に係る主務大臣の権限を都道府県知事に移譲。

行政処分件数（括弧内は都道府県の処分件数）は、平成17年度に80件（45件）、平成18年度では84件（54件）、平成19年度で115件（89件）（11月29日現在）と大幅に増加。

（第4-3-①）

【「第5回知的財産保護官民合同訪中代表団」の派遣等】〈経済産業省〉

模倣品・海賊版対策の強化を要請するため、平成19年9月中国政府に対して「第5回知的財産保護官民合同訪中代表団」の派遣等を実施。（第4-3-⑤）

【全国ごみ不法投棄監視ウィークの設定による監視・啓発活動】〈環境省〉

不法投棄対策のため、全国の地方環境事務所を核として国と都道府県等との連携を強化している。また、「廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、本年の5月30日から6月5日を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定して、国、自治体、市民等が連携して監視活動や啓発活動を一斉に実施した。（第4-3-⑥）

【密漁事犯の根絶】〈農林水産省〉

密漁に対する罰則を強化するため、農林水産省令又は都道府県漁業調整規則に違反した無許可操業等に対する罰則の上限を、懲役3年、罰金200万円に大幅に引き上げること等所要の措置を講ずる「漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出し、平成19年6月に公布された。（第4-3-⑧）

(5) 治安回復のための基盤整備

【警察官の増員】〈警察庁〉

地方警察官3,000人及び警察庁職員の増員を措置（第5-①）

【捜査特別報奨金制度（公的懸賞金制度）の導入】〈警察庁〉

平成19年4月より、広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙に資する情報の提供を受けするため、捜査特別報奨金制度（公的懸賞金制度）を導入。（第5-④）

【テロ・犯罪対策のための研究開発】〈警察庁・文部科学省〉

平成19年4月、文部科学省及び警察庁により、テロ・犯罪対策のための研究開発の効果的な推進及び幅広い研究開発の成果の積極的な活用を促進するための「テロ・犯罪対策のための研究開発推進会議」を設置。(第5-⑦)

また、文部科学省では、平成19年度から、「安全・安心科学技術プロジェクト」を実施し、関係省庁と連携しつつ、テロ対策等のための研究開発を行っている。(第5-⑦)

【刑務所の過剰収容対策の推進】〈法務省〉

本年11月現在、過剰収容対策の1つとして、PFI手法を活用して、新設刑務所4庁の整備・運営事業を進めている。その第1号となる「美祢社会復帰促進センター」は本年4月から、「喜連川社会復帰促進センター」及び「播磨社会復帰促進センター」も本年10月から運営を開始している。(第5-⑨)

【更生保護の充実強化を図るための改革の推進】〈法務省〉

国民の期待に応える強じんな更生保護制度を確立するための改革として、「更生保護法案」を第166回通常国会に提出、平成19年6月に成立(同月15日公布)。同法の円滑な施行・適切な運用のための下位法令等の整備に取り組むとともに、引き続き、保護観察等の運用改善及び組織・執務体制の強化を推進中(第5-⑩)。

【麻薬取締体制の強化】〈厚生労働省〉

薬物密輸・密売組織等による薬物事犯に対処すべく、情報収集体制の強化及び捜査企画体制の構築を図るため、麻薬取締官15人の増員を措置した。(第5-②)

【海上保安庁職員の増員】〈海上保安庁〉

平成19年度において、巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化、国際組織犯罪の取締体制の強化、対テロ・危機管理体制の強化等を図るため現場要員を中心に278名の増員を措置した。(第5-②)

【海上保安体制の整備】〈海上保安庁〉

平成19年度において、老朽・旧式化した巡視船艇・航空機の代替整備のため、巡視船艇27隻(うち継続15隻)、航空機12機(うち継続10機)の予算を措置した。引き続き速力、夜間監視能力等を強化し高性能化を図った巡視船艇・航空機への代替整備に努める。(第5-⑪)